塩ビと環境のメールマガジン VEC
No．６９３
発行年月日：２０２１／３／４

今週のメニュー

■トピックス
　◇バーゼル条約附属書の改正と塩ビ系廃棄物の輸出について

■随想
　◇桜の開花と地球温暖化
気象予報士・防災士　水越 祐一

■トピックス

◇バーゼル条約附属書の改正と塩ビ系廃棄物の輸出について

2021 年 1 月 1 日、バーゼル条約の改正附属書が発効し、廃プラスチックの輸出が網羅的にバーゼル条約の規制を受けることとなりました。なかでも塩ビ系廃棄物の輸出については、汚れの有無等と関係なく規制対象となり、大きく影響を受けることが予想されます。

今次改正のポイントや塩ビ系廃棄物の輸出承認申請を受ける際に注意すべき点等について整理してみました。

1. バーゼル条約の附属書改正の背景

2017 年、中国が国内での環境汚染等を理由に廃プラスチックの輸入を禁止する規制を導入したことを契機に、先進国から「リサイクル資源」として発展途上国に輸出されたはずの廃プラスチックが、輸入国におけるリサイクルの過程で不適切に処理され、環境汚染を引き起こしているとの指摘が湧き起こりました。

海洋汚染など環境破壊の深刻化につながるこの問題を解決するため、スイスのジュネーブで 2019 年 4 月 29 日から始まったバーゼル条約第 14 回締約国会議（COP14）において、5 月 10 日、廃プラスチックを新たに条約の規制対象に網羅的に追加する条約附属書改正が決議されました。同規制は 2021 年 1 月から運用を開始したところです。

（図１）今次バーゼル条約附属書改正の背景図

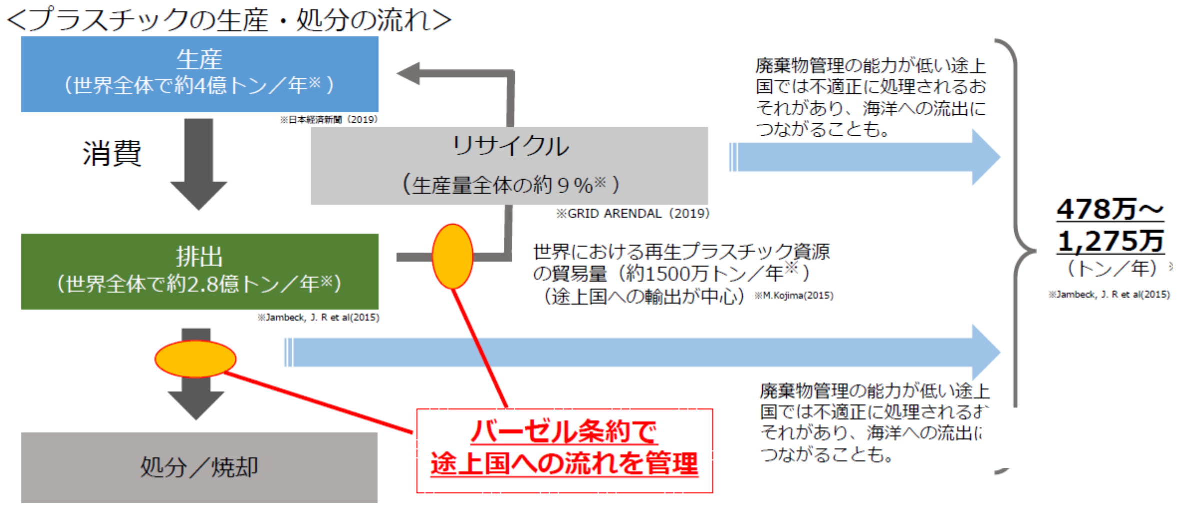

（出所）環境省「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該否判断基準について」

２．バーゼル条約の附属書改正のポイント

今次附属書改正では、バーゼル条約の３つの附属書に廃プラスチックに係る規定が新設され、全ての廃プラスチックが、規制対象（附属書Ⅱ又はⅧ）又は規制対象外（附属書Ⅸ）という形で網羅的に規定されることとなりました。附属書Ⅷには「有害性がある規制対象品の例示（A3210）」、附属書Ⅸには「規制対象外品の例示（B3011）」、そして両者いずれにも入らない廃プラスチックは、附属書Ⅱ「特別の考慮が必要である廃棄物（Y48）」として規制対象に位置付けられました。

（表１）バーゼル条約附属書の改正内容とバーゼル法及び省令での担保の関係

改正された条約附属書	追加された廃棄物	バーゼル法・バーゼル省令での担保	規制対象
附属書Ⅱ	Y48（特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物）を追加	バーゼル法第２条第１号ロの「条約付属書Ⅱに掲げるもの」で担保（法律改正なし）	規制対象
附属書Ⅷ	A3210（有害なプラスチックの廃棄物）を追加	バーゼル法省令別表第四に「別表第六に掲げる物を含み、若しくはこれらにより汚染されたプラスチックのくず又はこれらの混合物」を追加し担保（省令改正）	規制対象
附属書Ⅸ	B3011（非有害なプラスチックの廃棄物）を追加	バーゼル法省令別表第三に「次に掲げるプラスチックのくずであって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調製されたものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの（以下略）」を追加し担保（省令改正）	規制対象外

（出所）環境省「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該否判断基準について」

この中で特徴的なのは Y48 の規定です。従来はこうした規定がなく、一部例外を除いて有害性や規制の要否を個別に判断してきたのですが、今次附属書改正以降は、A3210（有害・規制）か B3011（非有害・規制対象外）に入るか、あるいは Y48（特別の考慮から規制）に分類されるわけです。

３．　国内の法体系と該否判断基準

国内的には、バーゼル条約はバーゼル法、バーゼル法範囲省令等にて担保され、規制品の輸出に当たっては、環境大臣による確認手続きを経たうえでの経済産業大臣による輸出承認が必要とされています。今次改正を担保するため、環境省は 2020 年 10 月 1 日にバーゼル法範囲省令の改正省令を公布したほか、B3011 において例外視される廃プラスチックに該当するか否かに関する「該否判断基準」を定め、10 月 1 日に公表しました。詳細は、輸出に関する手引きをご参照ください。

該否判断基準はなぜ作成されたのでしょうか。今次附属書改正で規定される「特別の考慮が必要な廃プラスチック」（Y48）については、具体的にどのような廃プラスチックが該当するかは各国の解釈によるとされています。これを踏まえて環境省は、どの廃プラスチックの我が国からの輸出が規制対象に該当するか否かを適切に判断するための国内における判断基準を策定し、2020 年 10 月 1 日に公表したわけです。

ちなみに、今次改正においてはバーゼル法範囲省令の改正で Y48 についての言及はないのです。これは、もともとバーゼル法の第二条（定義等）第１項第一号ロにおいて、「特定有害廃棄物等」に「ロ　条約附属書Ⅱに掲げる物」が含まれるとされ、法律や省令を改正しなくとも条約附属書ⅡにおけるY48 の新設が自然と読み込めるためです。

４．　塩ビ系廃棄物の輸出の取り扱い

一方、塩ビ系廃棄物は、B3011 の例外リストでは読み込めないため、すべてがバーゼル条約の規制対象となるので、注意が必要です。

通常の廃プラスチックは、B3011（附属書 Ⅸ)に含まれれば規制対象外となります。しかし、B3011 規定には、「主として一のハロゲン化されていない重合体から成るプラスチック廃棄物」と書かれていて、「ハロゲン化プラスチック」である塩ビ系廃棄物はこの例外

の対象とならない旨明記されています。B3011 に入らない廃プラスチックは Y48（ないしA3210）の対象として規制されるわけですから、「該否判断基準にかかわらず、塩ビ系廃棄物はバーゼル条約上の廃棄物である限り、バーゼル法の輸入承認規制の対象となる」ということになります。なお、リサイクル目的にて有価で輸出される「塩ビ物」であっても、再生過程にあるものは、バーゼル法上の「特定有害廃棄物等」であり規制対象です（ペレット、製品原料の余材等は例外）。

（図２）バーゼル条約改正と塩ビ系有機廃棄物の関係

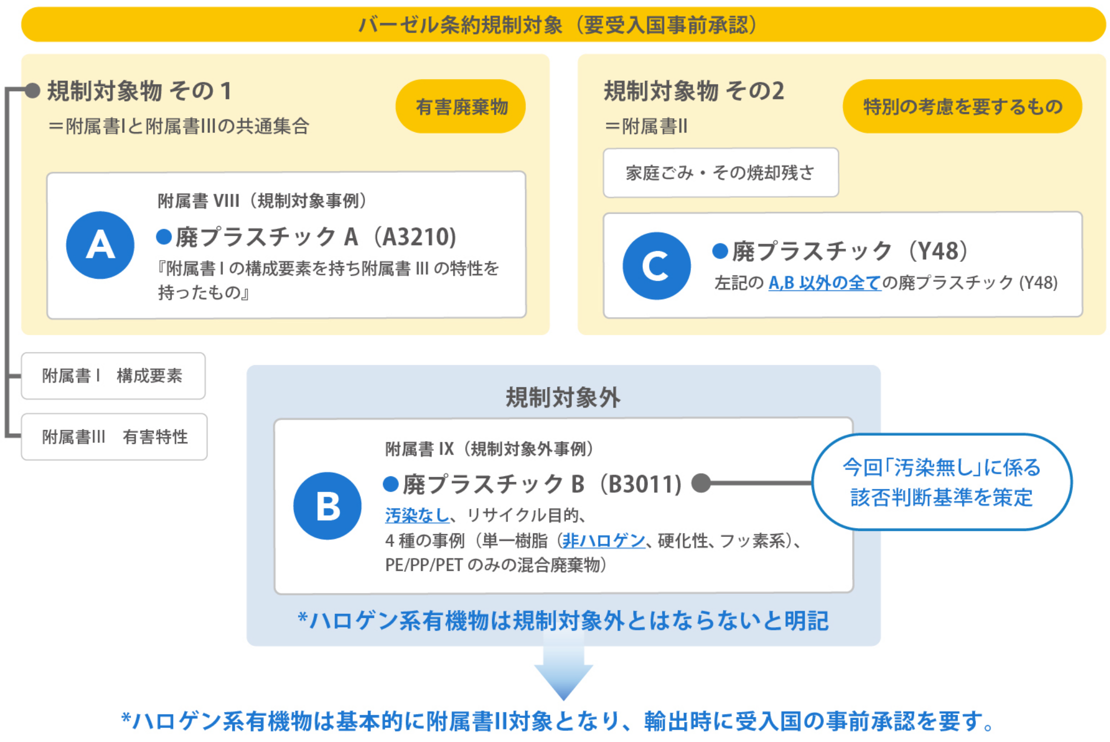

（出所）塩ビ工業・環境協会作成

５．塩ビ系廃棄物の輸出に当たって輸出承認を取るために、注意すべきこと

輸出先と相談して、多数の必要書類を準備する必要があります。

バーゼル法上の「特定有害廃棄物等」に該当すると、日本国政府による輸出承認や輸入国の同意が必要とされます。具体的な手続きは、「特定有害廃棄物等（バーゼル法の規制対象貨物）の輸出に関する手引き」（以下「手引き」）をご参照下さい。

具体的に必要となる資料は、バーゼル法範囲省令の第七条に記述されています。

なお、中小事業者の負担軽減のため、VEC は塩化ビニル管・継手協会と連携して環境省・経産省に度々相談に伺い手続き簡素化等要望を行い、以下の回答を得ましたので参考になれば幸いです。

要望	環境省回答
輸入先会社からの貸借対照表、損益計算書(3年分)等の入手・提出の免除・簡素化	省令指定のため免除は不可。営業秘密理由の場合は直接輸入先会社から環境省への提出可。翻訳については相談あれば応じる。
排水・排ガス・残渣が出ない場合/相手国に関連法制不在の場合の提出資料の減免	排水・排ガス・残渣が出ないことをフローや工程図で示す資料／現地法制の不在を説明する資料があればよい。
排水・排ガス・残渣が出る場合に遵守すべき日本側法規・基準の明確化	水質汚濁防止法(排水)、大気汚染防止法(排ガス)は「輸出の手引き」で排出基準情報の提示を検討。残渣については鉛の溶出基準を遵守していることが確認できる場合は、埋立処理ならその旨示せばよいが、焼却処理の場合は個別相談。
ペレット、製品余材、JIS適合再生原料などは製品扱いでバーゼル法の規制対象外という理解でよいか。	原則その通り。事前相談(地方環境事務所又は日本環境衛生センター)での確認を推奨。

６． おわりに

塩ビ業界はかねてよりリサイクルを推進してきましたが、今次規制導入は、従来の輸出実態を大きく変えるもので、国内リサイクル市場開拓の重要性を高める一方、合理的な越境リサイクル活動をむやみに破壊しかねないリスクもあります。VEC としては本規制に関係者が何らかの形で対処できるよう、関係官庁・団体・企業等と連携して説明会の開催や意見交換等を通じた情報共有に努めてまいります。

以上

■随想

◇桜の開花と地球温暖化

気象予報士・防災士　水越 祐一

昨年 2020 年は、桜（ソメイヨシノ）が各地で記録的に早く咲いた年でした。トップを切って開花したのは東京で、3 月 14 日に開花の発表がありました。1953 年の統計開始以来、最も早い記録でした。

東京のソメイヨシノ開花は、1960 年代の 10 年平均では 3 月 30 日だったのが、2000 年代に入ってからは平均して 3 月 22 日と、この数十年で一週間くらい早くなっています。ひと昔前には入学式の頃に見頃になって、桜と一緒に記念撮影をしていたのに、最近では葉桜で入学式を迎えることが多く、桜は卒業式の花になってしまいました。全国的に見ても 4 月 1 日までに開花するエリアは、1960 年代では三浦半島から紀伊半島にかけての太平洋沿岸と四国・九州でしたが、2000 年代では関東・東海・近畿・中国地方まで北上しています。

2020 年に観測史上最も早く咲いた東京の桜の標本

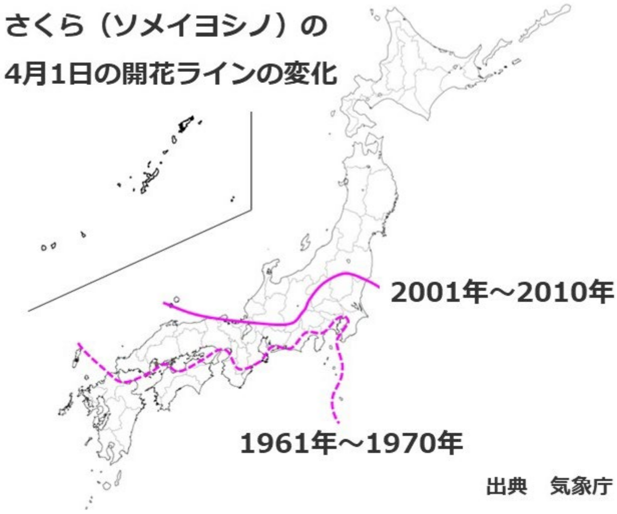

このまま温暖化が進むと、桜の開花はどんどんと早くなって、お正月にお花見なんてことになるのでしょうか？実はそんなことにはなりません。暖かすぎると桜の開花は逆に遅くなるのです。2020 年も記録的に早い開花が相次いだ一方で、鹿児島の開花は 4 月 1 日と平年より 6 日も遅く、福島や仙台よりも遅く咲き始めました。この年の鹿児島の桜は、将来を暗示するような咲き方でした。ポツリポツリと咲き始めてなかなか満開にならず、きれいに咲きそろわずに散ってしまった木もありました。

原因は桜の開花のメカニズムにあります。桜の花芽は秋になると成長を止めて休眠に入ります。そして冬の寒さに一定期間さらされると再び目覚めて成長を始めます。これを「休眠打破」といいます。つまり十分な寒さを経験しないと、花芽がきちんと成長できないのです。

地球温暖化が進んだ将来に桜の開花がどうなるのかシミュレーションした研究があります。今世紀末のシミュレーションでは、東北地方で 2~3 週間も開花が早まる一方で、九州や太平洋沿岸など温暖な地域では逆に 1 週間前後遅くなります。さらに鹿児島県では開花しない地域もでてきますし、九州・四国・東海・関東の沿岸では開花しても満開にならなくなります。辺り一面をピンク色に染める満開の桜が見られなくなり、春の景色が変わってしまうかもしれません。

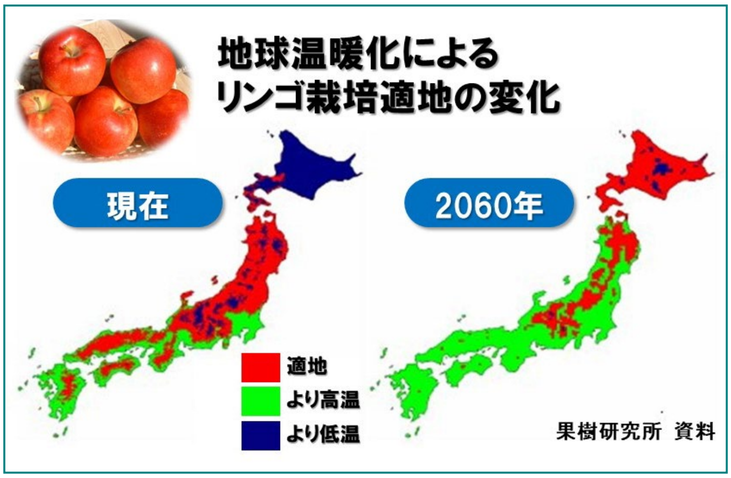

温暖化の影響を受けるのは桜だけではありません。リンゴ、モモ、ナシ、サクランボといった果樹も同じバラ科です。例えばリンゴの産地は、地球温暖化が進むと長野や青森など従来の産地では適さなくなり、北海道がリンゴに最も適した産地になります。果樹は、同じ樹木で数年から数十年にわたって収穫を続けるため、気候が適さなくなったからといって来年から別の作物に変えるというわけにはいきません。準備には 10 年、20 年の年月がかかります。

地球温暖化によって観光や農業がダメージを受けるだけではなく、私たちの季節感も失われてしまうかもしれない、その影響の大きさを考え直す必要があると思います。

■関連リンク

- ●メールマガジンバックナンバー
- ●メールマガジン登録
- ●メールマガジン解除

※本メールマガジン上の文書・画像等の無断使用・転載を禁止します。

VEC VINYL ENVIRONMENTAL COUNCIL 塩ビ工業・環境協会

■東京都中央区新川 1-4-1
■TEL 03-3297-5601　■FAX 03-3297-5783